

こども誰でも通園制度の実施園の認可について

1 こども誰でも通園制度と認可に当たっての意見聴取について

こども誰でも通園制度は、0歳～2歳の約6割を占める保育所等に通ってない「未就園児」を対象とし、保育要件の有無を問わず月一定時間の範囲で保育所等を利用できる新たな制度です。

国の主導のもと、本市では試行的事業を令和6年6月から市内4か所の保育所等で実施し、令和8年度からの本格実施に向けて準備を進めています。

法改正により、私立の事業所において通園制度を実施する場合、令和7年度からは市町村の認可が必要となり、その認可に当たっては児童福祉審議会等への意見聴取が必要とされています。長野市では、本分科会が審議会等に相当するため、ご意見をお聴きするものです。

2 試行的事業（令和6年6月3日開始）の実施状況

■利用できるお子さん

○保育所等を利用していない、0歳6カ月～満3歳未満の子ども

■利用時間

○子ども1人につき、月10時間（1時間単位で利用可能）

■利用料

○1時間 300円（世帯状況により減免制度あり） ※なかじょう保育園は100円

○別途、給食費等の実費あり (R6.11.1～適用)

■実施施設【4園】

○（私立）認定こども園若穂幼稚園、フレンドこども園

○（公立）山王保育園、認定こども園なかじょう保育園

■利用実績（令和6年12月31日現在 / 登録者167人）

	累計延べ利用者数 (6/3～12/31)	(人)						
		6月延べ利用者数 (6/3～6/30)	7月延べ利用者数 (7/1～7/31)	8月延べ利用者数 (8/1～8/31)	9月延べ利用者数 (9/1～9/30)	10月延べ利用者数 (10/1～10/31)	11月延べ利用者数 (11/1～11/30)	12月延べ利用者数 (12/1～12/31)
若穂幼稚園	61	9	3	9	6	9	13	12
フレンドこども園	899	98	126	124	123	134	149	145
山王保育園	258	36	38	35	35	45	38	31
なかじょう保育園	3	0	0	0	1	0	2	0
合計	1,221	143	167	168	165	188	202	188

3 認可の基準

認可を行うための基準は、国の定める基準に従い市が条例で定めます。（3月市議会定例会で条例案を提出予定。）

国は、市町村による条例の制定が間に合わない場合を想定し、法改正の経過措置において国の基準を条例とみなして認可を行うことを可能としました。本市で現在実施している私立2園については、事業が円滑に継続実施できるよう、条例の制定前に国基準で認可を行います。

認可基準の主な事項

項目	内容
非常災害対策	毎月1回以上、避難・消火訓練の実施
安全計画の策定等	安全計画を策定し、訓練・研修の実施
平等取扱原則	差別的取扱いの禁止
虐待等の防止	児童の心身に有害な影響を与える行為の禁止
衛生管理等	感染症及び食中毒の予防、まん延防止
食事	調理機能を有する設備
規程	運営についての重要事項をあらかじめ定める
秘密保持等	業務上知り得た秘密が漏洩しないよう必要な措置を講ずる
苦情への対応	受付窓口の設置
設備の基準	<ul style="list-style-type: none">・ 乳児室 1.65㎡以上／1人当たり・ ほふく室 3.3㎡以上／1人当たり・ 保育室 1.98㎡以上／1人当たり・ 保育室等を2階以上に設置する場合の避難設備等
職員	保育従事者（半数以上は保育士とする） <ul style="list-style-type: none">・ 乳児（0歳）3人に1人以上・ 幼児（1歳～2歳）6人に1人以上

こども誰でも通園制度の運営基準（認可基準）は保育所等の運営基準を基に作成されているため、既に認可されている保育所や認定こども園での実施であれば、基本的には基準を満たしている状況となっています。

<参考>

5 量の見込みと確保の内容（第三期長野市子ども・子育て支援事業計画）の記載内容

1812 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育・幼稚園課

- ・すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的として、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに利用できる「こども誰でも通園制度」について、実施園の確保及び制度の周知を図ります。

指 標	基準値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
実施園数	—	14園
利用者数	—	2,400人

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【量の見込みの考え方】

0歳6ヵ月から3歳未満児の、保育所等に通っていない児童数を基に、月10時間までの利用を前提に年間の延べ利用時間数を算出しています。

【確保方策の考え方】

令和7年度は本格実施前の試行的事業のため、確保の内容は限定的となっています。本格実施は令和8年度からを予定しています。

児童を安全に預かることを重視し、保育所や認定こども園での実施を基本とし、空き部屋などを活用し、量の見込みの確保を図ります。

事業実施に当たっては保育士の確保が課題であり、保育士確保の取り組みの充実が不可欠と考えます。

【単位：人（定員）／日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域					
量の見込み(a)	108	101	95	88	82
確保の内容(b)	108	101	95	88	82
過不足(b-a)	0	0	0	0	0